

東日本大震災により不動産に被害を受けた皆さまへ

東日本大震災により被害に遭われた皆さまにおかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。
次の場合には、申告又は申請の手続きを行うことにより、不動産取得税の全額又は一部の軽減を受けられる場合がありますので、県税事務所にご相談ください。

東日本大震災による被災家屋、同家屋の敷地及び被災農用地の代替不動産を取得した場合

◆対象となる方

東日本大震災による被災家屋、被災家屋の敷地又は被災農用地の所有者である個人、法人、相続があったときにおけるその方の相続人又は所有者と同居する三親等以内の親族（農用地については同居していなくても構いません）。なお、当該法人が合併により消滅したときなど、事情によっては対象となる場合もありますので、詳しくは県税事務所までお問合せください。

◆対象となるための条件

被災家屋及び被災家屋の敷地については処分していること。さらに、代替家屋、代替土地及び代替農用地については被災家屋、被災家屋の敷地及び被災農用地の用途と同じであることを基本としますが、事情によってはその限りではありませんので、県税事務所にご相談ください。

◆代替家屋及び代替家屋の土地の取得の期限

対象となる方が、令和8年（2026年）3月31日までに、東日本大震災による被災家屋の代替家屋、被災家屋の敷地の代替土地又は被災農用地の代替農用地を取得したときに対象となります。

◆軽減される額

代替不動産の価格から、代替不動産のうち被災不動産の面積に相当する面積の額が控除され、控除後の額をもとに税額を決定します。さらに、被災不動産（農用地を除く）が大きな被害（家屋が全壊・大規模半壊又は半壊した。家屋の敷地が埋没あるいは敷地面積の20%以上の被害があった。）を受けたときは、被害の程度に応じた税額も減免されます【注】。

◆軽減措置を受けるためには、下記枠内の関係書類を県税事務所へご提出ください。

【注】 大きな被害を受けた場合の減免措置については、申請の期限がありますので、県税事務所にお問合せください。

◆提出する主な書類（★・・・必ず提出するもの、☆・・・いずれかの条件により提出するもの）

- ★ 「不動産取得申告（報告）書」（様式第68号）
- ★ 「り災証明書」等（市町村などの公的機関、公的資格を有する者が発行する被災を証する書類）
- ★ 被災不動産の「登記事項証明書」等（被災時の被災不動産の所在地、所有者及び面積が確認できる書類）
- ☆ 被災不動産を処分した場合、被災不動産の「滅失後の登記事項証明書」又は「建物滅失証明書」等（被災不動産の処分が確認できるもの）
- ☆ 被災不動産の所有者と代替不動産の所有者が同一人でない場合、「住民票」又は「戸籍謄本」等（代替家屋に被災不動産の所有者と同居する三親等以内の親族であることが確認できるもの）
- ◎ 大きな被害を受けて減免措置の対象となる場合は、以下の書類も必要です。
 - ☆ 「不動産取得税減免申請書」（様式第73号）
 - ☆ 被災不動産の「平成23年度固定資産評価額証明書」等（被災時の評価額を証する書類）及び損害保険等により補填された額が確認できるもの
- ◆ 対象となるための条件によっては、提出書類が重複する場合がありますので、一度の申請につき1部の提出で構いません。また、不動産を取得した原因によっては、提出書類が異なりますので、ご提出前に県税事務所までお問合せください。
- ◆ 「不動産取得申告（報告）書」、「不動産取得税減免申請書」は、県税事務所の窓口や茨城県のホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html>）から入手することができます。

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による居住困難区域内の家屋、同家屋の敷地及び農用地の代替不動産を取得した場合

◆対象となる方

居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、その区域内に所在した家屋、家屋の敷地又は農用地の所有者。所有者は個人、法人、相続があったときにおけるその方の相続人又は所有者と同居する三親等以内の親族（農用地については同居していなくても構いません）。なお、当該法人が、合併により消滅したときなど、事情によっては対象となる場合もありますので、詳しくは県税事務所までお問合せください。

* 避難指示解除準備区域は、居住困難区域に含まれません。

◆対象となるための条件

代替家屋、代替土地及び代替農用地については被災家屋、被災家屋の敷地及び被災農用地の用途と同じであることを基本としますが、事情によってはその限りではありませんので、県税事務所にご相談ください。

◆代替家屋及び代替家屋の土地の取得の期限

対象となる方が、居住困難区域を指定する旨の公示があった日から、同指定を解除する旨の公示があった日の3か月（代替家屋が同日以後に新築されたものであるときは1年）を経過する日までに、同区域内に所在した家屋の代替家屋、家屋の敷地の代替土地又は農用地の代替農用地を取得したときに対象となります。

◆軽減される額

代替不動産の価格から、代替不動産のうち被災不動産の面積に相当する面積の額が控除され、控除後の額をもとに税額を決定します。

◆軽減措置を受けるためには、下記枠内の関係書類を県税事務所へご提出ください。

◆提出する主な書類（★・・・必ず提出するもの、☆・・・いずれかの条件により提出するもの）

★ 「不動産取得申告（報告）書」（様式第68号）

★ 被災不動産の「登記事項証明書」等（被災時の被災不動産の所在地、所有者及び面積が確認できる書類）

☆ 被災不動産の所有者と代替不動産の所有者が同一人でない場合、「住民票」又は「戸籍謄本」等

（代替家屋に被災不動産の所有者と同居する三親等以内の親族であることが確認できるもの）

◆ 対象となるための条件によっては、提出書類が重複する場合がありますので、一度の申請につき1部の提出で構いません。また、不動産を取得した原因によっては、提出書類が異なりますので、ご提出前に県税事務所までお問合せください。

◆ 「不動産取得申告（報告）書」は、市役所・町村役場の固定資産税担当課や県税事務所の窓口のほか、茨城県のホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html>）から入手することができます。

問合せ先

水戸県税事務所 課税第二課	電話 029-221-4820	土浦県税事務所 課税第二課	電話 029-822-7216
常陸太田県税事務所 課税第二課	電話 0294-80-3312	筑西県税事務所 課税第二課	電話 0296-24-9197
行方県税事務所 課税第二課	電話 0299-72-0773		